

平成21年5月15日

株式会社オーネックス
代表取締役社長 田村 正

長期優良住宅建築等計画に係わる技術的審査業務のご案内

この度、平成21年6月4日に施行されます「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁の認定申請に先立って事前に技術的審査を行い、適合証を交付する業務を行います。

記

1、業務内容

- ・各所管行政庁が定める認定基準の区分について行う技術的審査
- ・適合証の交付

2、業務区域

- ・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

3、業務開始時期

- ・平成21年5月中旬予定

4、技術的審査手数料

- ・別表1による